

## 中小企業信用保険法第2条第6項の認定を申請される方へ (新型コロナウイルス感染症)

この認定を得ることによって、信用保証協会の別枠を申請することができます。  
認定の申請に際しましては、申請書を提出していただくとともに、各種資料の提出が必要となります。

### 【対象中小企業者】

- ・金融取引に支障をきたしており、金融取引の正常化を図る為に資金調達を必要としている者
- ・指定案件（新型コロナウイルス感染症）に起因して、原則として、最近1か月間（令和2年2月以降）の売上高等が前年同月比で**15%以上減少**しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で**15%以上減少**することが見込まれる者。

### 【指定期間】

- ・令和2年2月1日～令和3年1月31日  
※指定期間内に融資実行までを行う必要があります。

### 【提出書類】

1. 必要書類
  - ・印鑑登録を行った印を押印した認定申請書 2部  
(1部は町への提出用、1部は認定書として交付します。)
2. 添付書類等
  - <個人事業者>
    - ① 3か月以内の住民票、印鑑登録証明書、又は運転免許証等の官公庁が発行した書類で、住所を確認できるもの
    - ② 業種や事業内容が確認できるもの（確定申告書等）
    - ③ 最近1か月（令和2年2月以降）及びその後2か月の売上高と前年同月期の売上高のわかるもの（試算表、売上台帳等の写し）
  - <法人>
    - ① 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（3か月以内） 1部
    - ② 最近1か月（令和2年2月以降）及びその後2か月の売上高と前年同月期の売上高のわかるもの（試算表、売上台帳等の写し）

### 【留意事項】

- ① この認定とは別に、金融機関、信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 金融機関等が申請者の代理で申請手続きを行う場合には、申請者からの委任状（代理申請者の氏名を明記したもので様式は任意）が必要です。
- ③ 申請書、委任状にはそれぞれ捺印を押印ください。
- ④ 経営安定関連保証（いわゆるセーフティネット保証）と併用可能です。  
(それぞれ別枠の保証限度額が付与されます)

### 【認定書の交付】

原則、申請書を受理した日の翌日（役場閉庁日はその翌日）に交付します。

### 【申請書の提出・問い合わせ先】

八雲町役場 商工観光労政課 TEL 0137-62-2116 FAX 0137-62-2149  
" 熊石総合支所 産業課 TEL 01398-2-3111 FAX 01398-2-3230